

周南市行政改革大綱

平成 16 年 12 月

山口県周南市

はじめに

私は、昨年5月に初代周南市長として就任して以来、「人輝く都市 周南市の建設」、「共創・共生・協働の市政の実現」、「打てば響く行政の確立」の3つを市政運営の基本方針に掲げ、「県勢発展をリードする元気發信都市の創造」という大きな目標に向かって新たなまちづくりに挑戦してまいりました。

しかしながら、長引く景気低迷の影響による税収の落ち込み、さらには国が進める三位一体の改革に伴う地方交付税の削減などにより、現在、本市の財政は非常に厳しい状況を迎えており、また、急速に進む少子高齢化、地方分権の進展、市民ニーズの多様化などにより、今後、新たな行政需要がますます増加していくものと予想されます。

このような状況の中、真に市民が求めるサービスを提供するためには、単なる「合理化」や「縮減」という改革にとどまらず、行政を経営するという視点から、あらゆる分野において発想の転換を図り、従来の考え方や仕事の進め方を根本的に見直し、時代の変化に対応できる新たな行政システムを構築しなければなりません。

こうした考えに基づき、この度、議員各位並びに「周南市行政改革推進委員会」をはじめとした市民の皆様からいただいた貴重なご意見を踏まえて、「周南市行政改革推進本部」において周南市行政改革大綱を策定いたしました。

この大綱は、本市が行政経営体へと生まれ変わり、「周南市まちづくり総合計画」を着実に推進していくための改革の指針となるものです。

今後は、この大綱に基づき、市民の皆様に「合併して良かった」と心から感じていただき、このまちに愛着と誇りをもっていただけるよう、そして、次代を担う子どもたちへ自信をもって引き継ぐことのできる周南市の実現に向けて、「市役所を変える」という強い決意のもと、全職員が一丸となって行財政改革に取り組んでまいります。

平成16年12月

周南市長 河村和登

目 次

1 行財政改革の必要性	1
2 行財政改革の目標と基本方針	3
(1) 目標	3
(2) 4つの基本方針	3
① コスト意識や経営感覚を取り入れた行政運営の確立	
② 意欲あふれる職場の醸成	
③ 便利で分かりやすいサービスの提供	
④ 市民との協働による行政運営の推進	
3 行財政改革の進め方	5
(1) 行財政改革の推進体制	5
(2) 大綱の計画期間	5
(3) 実施及び進行管理	5
4 行財政改革推進の具体的方策	6
(1) コスト意識や経営感覚を取り入れた行政運営の確立	6
① トップマネジメントの強化	
② 行政を評価する仕組みづくり	
③ 財政健全化の推進	
④ 民間活力の活用	
⑤ 環境と共生する行政運営の推進	
⑥ 公共施設の計画的かつ適正な配置	
⑦ 外郭団体の運営の見直し	
(2) 意欲あふれる職場の醸成	7
① 職員の意識改革と職場の活性化	
② 簡素で効率的な組織体制の確立	

(3) 便利で分かりやすいサービスの提供 7

① 電子自治体の構築

② 窓口改善・サービス向上の推進

(4) 市民との協働による行政経営の推進 8

① 情報公開・情報提供の推進と透明性の向上

② 市民参画・市民との協働体制の確立

資料

1 行財政改革の必要性

今日、国と地方自治体は、合わせて700兆円を超える膨大な長期債務を抱えており、また、超少子高齢社会の到来や人口減少への転換といった大きな構造変化や国際環境の変化の中で、国は、活力ある経済社会の創造に向けて、聖域なき構造改革に取り組んでいます。

この構造改革のもと、「官から民へ」という規制緩和や「国から地方へ」という地方分権の推進など広範囲にわたる見直しが行われ、地方自治体も大きな変革の時期を迎えてています。

特に、本市の財政は、これまでの景気低迷の影響から市税収人が減少し、国の三位一体の改革^{※1}に伴い地方交付税が削減されるなど、今後大きな歳入増が期待できない一方、超少子高齢社会の到来、地方分権の進展、市民ニーズの多様化などによる行政需要の増大により、非常に厳しい状況となっています。

こうした中、合併後の新たなまちづくりの指針として策定された周南市まちづくり総合計画^{※2}を着実に実施するとともに、自己決定・自己責任が求められる分権型社会の中で、魅力的で活力ある都市として発展するためには、まちづくりを市民と行政が一体となって推進する体制を構築し、真に自立できる足腰の強い行財政基盤を確立していくかなければなりません。

合併を成し遂げ誕生した本市にあっては、これを改革の第一歩と捉え、合併の効果を最大限に生かすため、職員の意識改革と市役所の構造改革を図り、次のような課題に対応できる新たな行政システムの構築に向けて、行財政改革に取り組む必要があります。

- (1) 厳しい経済情勢の中、財政の抜本的な改革を行い、安定した財政基盤を確立すること。
- (2) 合併のスケールメリットを生かして、簡素で効率的な組織を構築し、組織・人員のスリム化を図ること。
- (3) 地方分権の進展に伴い、自主・自立した行政運営を推進するため、柔軟な発想

と創意工夫に支えられた政策形成能力の向上など、総合的な行政能力が職員に求められていること。

- (4) 社会の成熟化が進み、市民の価値観が多様化する中で、複雑多岐にわたる市民ニーズに的確に対応すること。
- (5) 自治意識の高揚から活発化する市民やN P O^{※3} 等による自主的な活動を支援し、進展させ、市民との協働^{※4}によるまちづくりを推進すること。

2 行財政改革の目標と基本方針

(1) 目 標

「時代の変化に対応した新たな行政システムの構築」

時代の変化や多様化、複雑化する行政課題に的確に対応しながら、将来にわたって持続的に発展を続ける市政を実現するため、ニュー・パブリック・マネジメント※5の考え方に基づき、スピード・コスト・成果を重視する民間の経営感覚を取り入れるとともに、市民と行政との協働を推進する新たな行政システムの構築を目指します。

この目標の実現に向けて、次の4つの基本方針を定め、改革を推進します。

(2) 4つの基本方針

① コスト意識や経営感覚を取り入れた行政運営の確立

トップマネジメント※6の強化や行政評価システムの導入など民間の経営理念や手法等の利点をできる限り行政運営に取り入れながら、市民本位、成果重視の視点から限られた資源（人・物・金・情報）を有効に活用することにより、コスト意識や経営感覚を取り入れた行政運営を確立します。

② 意欲あふれる職場の醸成

行政サービスの担い手である職員一人ひとりが資質の向上と意識改革に努め、前例や固定観念にとらわれない柔軟な思考と行動力をもって多様な市民ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、組織の使命や課題の達成に向けて、明確な目標を持って業務に取り組むことができる意欲あふれる職場の醸成に取り組みます。

③ 便利で分かりやすいサービスの提供

行政事務の情報化を推進することにより、庁内事務の効率化を図るとともに、情報提供や申請・届出の手続きについてIT※7を積極的に活用し、市民サービスの迅速化や利便性をより一層向上させる電子自治体※8の構築を目指します。

また、市民の視点に立ってサービスの見直しや窓口の改善を進め、便利で分かりやすいサービスを提供します。

④ 市民との協働による行政運営の推進

地方分権時代にふさわしい主体的なまちづくりを行うため、積極的な市政情報の提供による市民との情報の共有化や透明性の向上を図るとともに、市民が政策形成や施策の推進に参画できるシステムづくりに取り組み、市民との協働による行政運営を推進します。)))

3 行財政改革の進め方

(1) 行財政改革の推進体制

行財政改革の推進体制として、庁内に「行政改革推進本部」、「行政改革推進研究会」を設置するとともに、民間の有識者等からなる「行政改革推進委員会」を設置し、行財政改革を推進します。

(2) 大綱の計画期間

行政改革大綱の計画期間は、平成17年度（2005年度）から平成21年度（2009年度）までの5年間とします。

(3) 実施及び進行管理

行財政改革の実施にあたっては、大綱に基づき、年度計画と可能な限り数値目標を定めた具体的な実施計画を策定し、計画的に取り組みます。

実施計画の進捗状況については、「行政改革推進委員会」に定期的に報告し、意見を求めるとともに、広報やホームページ等により広く市民に公表します。

4 行財政改革推進の具体的方策

(1) コスト意識や経営感覚を取り入れた行政運営の確立

① トップマネジメントの強化

行政を取り巻く状況の変化や新たな市民ニーズに的確に対応した施策を実施していくため、必要性、緊急性、有効性、効率性など総合的な視点から、施策の選択や実施について迅速かつ適切に意思決定できるよう行政経営会議^{※9}や市政アドバイザー^{※10}の積極的な活用を図り、トップマネジメントを強化します。

② 行政を評価する仕組みづくり

限られた経営資源を最大限に活用し、施策の選択や重点化を図るため、成果重視の視点に基づき、市の施策や事務事業の効果、効率性などを客観的に評価する仕組みづくりに取り組みます。

③ 財政健全化の推進

市政の持続的発展を支える安定した財政基盤を確立するため、市税等の収入確保や使用料、手数料等の受益者負担の適正化、市有財産の有効活用などにより自主財源の確保に努めるとともに、「歳人に見合った歳出」を基本として、定員や給与の適正化など内部管理経費の削減をはじめ、補助金等の見直しや公共工事コストの縮減を図るなど、財政の健全化を推進します。

④ 民間活力の活用

「民間にできることは民間に」を基本に、行政責任の確保を踏まえながら、信頼性、サービス水準の維持・向上及び費用対効果を十分検討し、民間事業者と競合する事務事業や民間企業の高度な専門知識・経営資源を活用する方が効果的な業務については、民間活力を活用します。

⑤ 環境と共生する行政運営の推進

環境への負荷低減やコストの削減を図るため、「エコ・オフィス実践プラン」^{※11}を推進し、環境マネジメントシステム ISO 14001^{※12}を認証取得とともに、分別収集等によるごみの減量化、再資源化に取り組むなど環境と共生す

る行政運営を推進します。

⑥ 公共施設の計画的かつ適正な配置

市民ニーズや費用対効果、現有施設の実情を踏まえながら、周南市まちづくり総合計画や各種計画との整合性を図り、現有施設の有効活用や統廃合を含めて十分な検討を行い、公共施設の計画的かつ適正な配置に取り組みます。

⑦ 外郭団体の運営の見直し

外郭団体^{*13}は、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対し、市が直接事業を実施するよりも効率的・効果的な公共サービスを提供するために設立され、現在も行政を補完・代行する役割を果たしています。

しかし、指定管理者制度^{*11}の導入など外郭団体を取り巻く環境が著しく変化していることから、外郭団体のあり方を見直すとともに、職員の意識改革や経営基盤の強化など、団体の自主的・自立的運営に向けた改善に取り組みます。

(2) 意欲あふれる職場の醸成

① 職員の意識改革と職場の活性化

行政能力の向上や高度な専門知識の習得などを目的とした人材育成計画を策定し、職員の資質向上を図るとともに、職員の持つ能力と創造性が発揮でき、明確な目標と意欲を持って職務に取り組むことができるよう目標管理制度^{*15}や新たな人事評価システムを導入し、職員の意識改革と職場の活性化に取り組みます。

② 簡素で効率的な組織体制の確立

新たな市民ニーズや多様化する行政課題に対して柔軟かつ迅速に対応するため、組織・機構の見直しや職員相互の応援体制の構築、庁内人事の公募制度^{*16}の導入を図り、簡素で効率的な組織体制を確立します。

(3) 便利で分かりやすいサービスの提供

① 電子自治体の構築

情報処理・通信技術が飛躍的に発展し、高度情報化が急速に進む中、行政事務

のＩＴ化により事務処理の効率化、迅速化を図るとともに、市民サービスのより一層の向上を図るため、個人情報の保護や情報格差の解消に配慮しながら、ＩＴを活用した各種申請・届出手続きのオンライン化など各種システムの整備を行い、電子自治体を構築します。

② 窓口改善・サービス向上の推進

組織全体の品質や市民サービスの維持向上を図り、市民の満足度を高めるため、品質マネジメントシステム ISO 9001※17 を認証取得し、業務の継続的改善を図ります。

また、認証取得を契機に、来庁者への適切な応対、要望、意見等への迅速な対応、申請書類等の簡素化や処理時間の短縮に努めるとともに、公共料金の納付窓口の拡大や窓口時間延長の検討、市民さるんの活用による高齢者や障害者への配慮等の利便性の向上を図るなど、窓口改善・サービスの向上を推進します。

(4) 市民との協働による行政運営の推進

① 情報公開・情報提供の推進と透明性の向上

公平、公正な市民に開かれた市政を確立し、市民と行政との信頼関係を構築するため、情報公開制度※18 の充実や、市広報やホームページ等の活用による市政情報の積極的な提供を行うとともに、外部監査制度※19 の調査・研究を行うなど情報公開・情報提供の推進と透明性の向上を図ります。

② 市民参画・市民との協働体制の確立

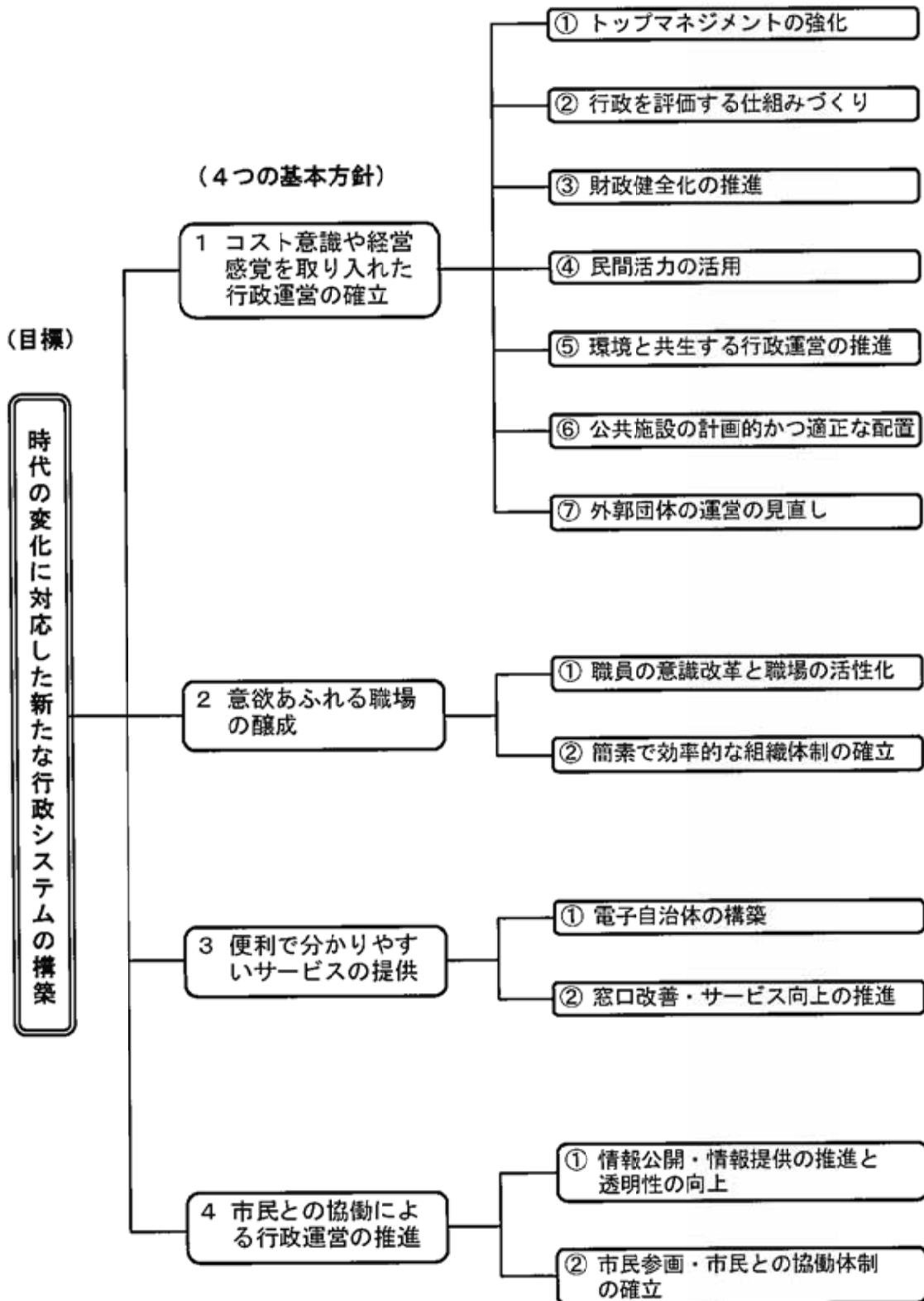
市民と行政とのパートナーシップ※20のもと、地方分権時代にふさわしい地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めため、市民参画の指針となる市民参画条例の制定をはじめ、地域のまちづくり活動を行う市民団体やNPO等への支援や、市民の意見や要望を市政に反映させる広聴機能の充実を図るなど、市民参画・市民との協働体制を確立します。

資料

資料 1	周南市行政改革大綱体系図	1
資料 2	周南市行財政改革の推進体制	2
資料 3	周南市行政改革推進委員会委員名簿	3
資料 4	用語解説	4

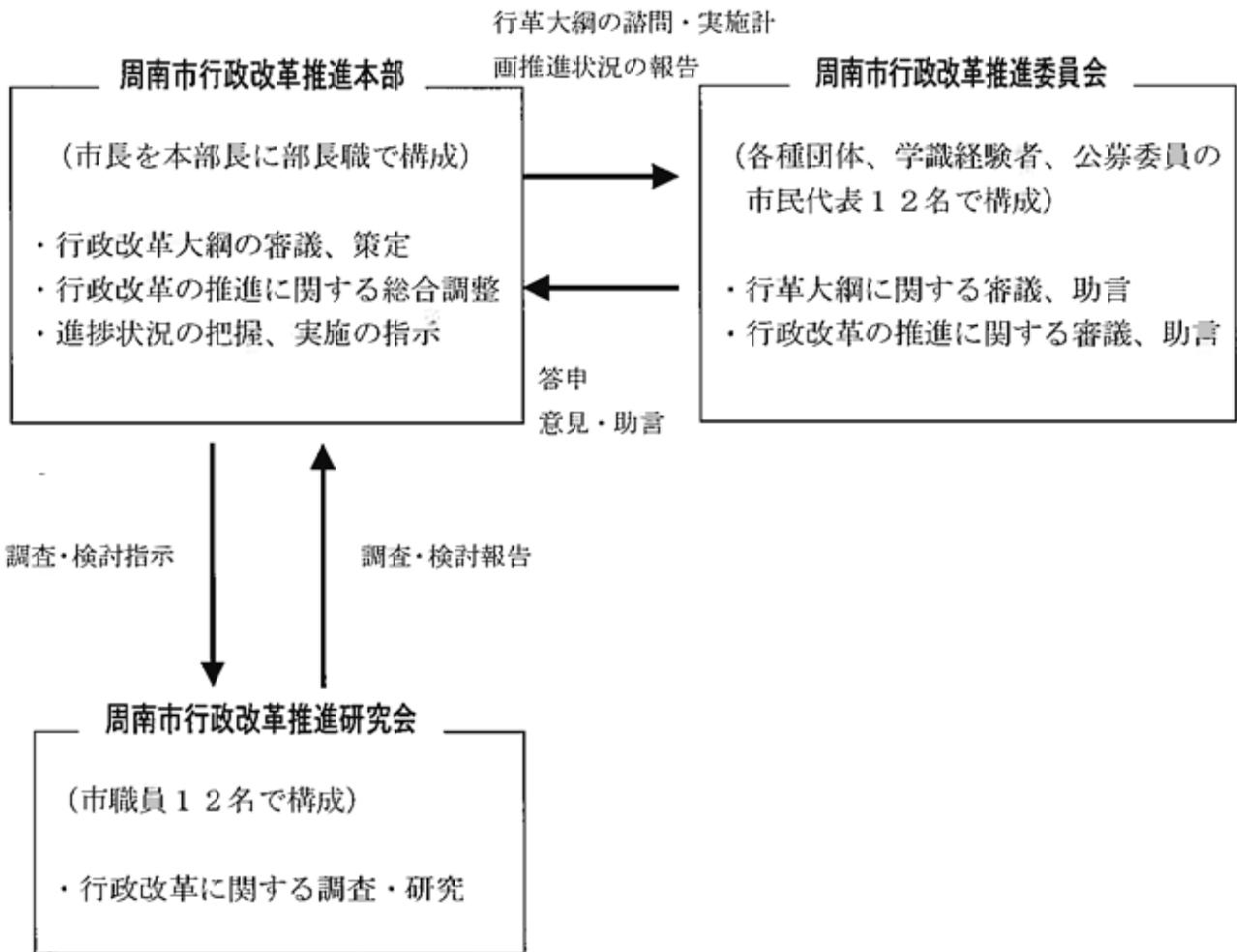
周南市行政改革大綱体系図

(具体的方策)



資料2

周南市行財政改革の推進体制



資料3

周南市行政改革推進委員会委員名簿

敬称略

団体等の名称	役職名	氏名	備考
日新製鋼株式会社 周南製鋼所	総務チーム チームリーダー	スヤ リョウジ 布谷 良二	
連合山口周南地域協議会	前事務局長	ナギ ノボル 佐伯 昇	
周南地域労働組合総連合	事務局次長	イモト トシコ 岩本 利彦	
学識経験者	徳山大学教授	オカワ ニコラ 細川 順正	会長
学識経験者	徳山高専助教授	タムラ 外七郎 田村 隆弘	
久米地区コミュニティ推進協議会	会長	オモト シュウジ 岡本 修二	
周南市体育指導委員協議会	会長	ナガラ ミツコ 中村 光子	副会長
市民	元CAA委員	フクダ ヒロ 福田 裕子	
市民	体育指導委員	イイダ ジュンコ 井生 純子	
周南人権擁護委員連絡協議会	会長	ナガラ ツバキ 中村 恒愛	
市民	公募委員	マツダ マサル 松田 昌祐	
市民	公募委員	フジイ 藤井 ハルミ	

資料4

<用語解説>

◇三位一体の改革（※1）

国と地方の税財政改革を指している。

具体的には、国庫補助負担金、地方交付税の削減ならびに税源移譲を含む税源配分の見直しのことをいい、平成16年度から18年度の3年間で4兆円の国庫補助負担金の削減が決定している。

◇周南市まちづくり総合計画（※2）

本市のまちづくりの指針となる計画で、基本構想、基本計画及びこれに基づく実施計画から構成されている。

◇NPO（※3）

Non-Profit Organization の略で民間非営利組織のこと。

営利を目的とせず、福祉、環境、スポーツ、まちづくりなどの分野で社会貢献活動を行う民間組織。

平成16年10月末現在、周南市にはNPO法（特定非営利活動促進法）に基づく法人が14団体ある。

◇協働（※4）

市民等と行政が相互の特性を認識し尊重し合い、対等の立場で共通する目的の実現に向け、協力・協調し活動すること。

◇ニュー・パブリック・マネジメント（※5）

民間企業における経営理念、手法、あるいは、成功事例などを可能な限り行政に適用することで、行政活動を効率かつ有効に行うための運営方法。

◇トップマネジメント（※6）

もともとは、企業において、企業全体の舵取りを行う最高経営陣による経営管理

のことを指すが、市では、市長・助役等組織の上層部が、基本政策や重要施策の企画・立案、総合調整を行うこと。

◇ I T (※7)

Information Technology の略で情報通信技術のこと。

情報技術やインターネット関連機器などを駆使し、事務部門だけでなく、経営や生産・流通部門など幅広い分野に情報技術を活用し、効率化を図る手段。

◇電子自治体 (※8)

I T を活用し、行政サービス（申請・届出その他申込み、公共施設の空き状況の確認・予約受付、各種情報提供等）を電子的に提供することにより、住民サービスの向上、行政事務の効率化及び地域の活性化を図ること。

◇行政経営会議 (※9)

市の長期計画や市政の重要施策に関する事項などについて、コスト意識や費用対効果といった行政経営という視点や施策の重要度や必要性など政策経営の観点から協議を行い、迅速で円滑な行政経営を図ろうとするもの。

◇市政アドバイザー (※10)

民間の様々な分野で活躍されている方々や学識経験者からなり、周南市のまちづくりに向けて、民間の視点や専門的立場から市長へ助言・提言を行う委員。

◇エコ・オフィス実践プラン (※11)

市が実施する事務事業について環境への負荷を低減し、環境にやさしいオフィスづくりを推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成15年6月に策定した行動計画。

◇ I S O 1 4 0 0 1 (※12)

「組織が環境に与える影響を継続的に改善していくための仕組み」について規定